

令和3年度海老名市による障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 調達方針の適用範囲

調達方針は、市の全ての部局が発注する物品等の調達に適用する。
（委託に係る実行委員会を含む。）

3 対象施設及び対象物品等

次に掲げる障害者就労施設等が提供する物品及び役務

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援事業所
- オ 就労継続支援事業所
- カ 小規模作業所
- キ 在宅就業障害者
- ク 在宅就業支援団体
- ケ 障害者雇用促進法の特例子会社
- コ 重度障害者多数雇用事業所

4 調達の推進

- （1） 障害者就労施設等が提供することができる物品等の内容など、その調達の推進に必要な情報を庁内各部署に提供する。
- （2） 物品等の発注にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用するなどして、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

5 物品等の調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達における目標を、前年度以上とする。

6 その他

調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ公表するものとする。